

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用し、同日前に公告又は指名通知を行う工事に係る契約については、なお従前の例による。